

令和 7 ・ 8 年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札（総合評価落札方式）に関するQ&A

1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係

NO	種別	質問	回答	掲載日
1	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 3（2）競争参加資格】 提案書提出期限までに全省庁統一参加資格が取得できない場合はどうすればいいか。	全省庁統一参加資格は、提案書提出時点において競争参加資格を取得しておく必要があるため、計画的に申請等されたい。	令和7年2月6日
2	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第 3（7）オ キャリアコンサルタント資格】 現在キャリアコンサルタント国家資格証明書の申請中で提案書提出時では証明書の添付ができない際はどうか。	申請中である場合は、申請書の写しを添付すること。	令和7年2月6日
3	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 9（2）ア 予定価格の制限】 「入札額」が「予定価格」を超過した場合、価格点はマイナスとなり、技術点から差し引かれることとなるのか。	入札額は、予定価格の制限の範囲内である必要があるため、入札額が予定価格を超過した場合は、当該提案は採用されない。	令和7年2月6日
4	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添 1 委託事業実施計画書】 委託事業実施計画書には、別紙1「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業実施計画」を添付することとなっているが、その様式は添付されていないのではないか。	委託事業実施計画書に添付する別紙1「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業実施計画」については、落札者から提出された提案書（表紙を除く）について、技術審査委員会での議論等を踏まえて必要な修正を行った上で、当該資料を別紙1「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業実施計画」として添付していただく予定である。	令和7年2月6日
5	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添 1 委託事業実施計画書】 委託事業実施計画書に添付する別紙2「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業積算内訳明細」の不要な行の削除、記号の変更を行っていいか。	本様式の積算内訳の項目は例として示しているものであるので、適宜修正して差し支えない。	令和7年2月6日
43	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 9（2）ア 落札者の決定方法】 予定価格の上限がいくらになるのか教えてもらえるか。	入札談合等防止のため、予定価格の金額については回答できない。	令和7年2月13日
68	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別添 4 評価項目及びその評価基準】 Q&A：25番にて 「価格と同等に評価できない」とは、どのような意味か。価格に換算できない評価基準と理解してよいか。	「価格と同等に評価できない項目」とは、創造性、新規性、固有性等に係る評価項目であり、「価格と同等に評価できる項目」とは、事業の実施体制、組織の経営基盤、過去の類似業務の実績等の事業の実行可能性を確保するための評価項目等である。	令和7年2月20日
76	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 別紙 8,9 従業員への賃金引上げ計画の表明書】 「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の考え方について、こちらの賃上げは、法人の全従業員に対する賃上げか、法人の中でサポステ事業に従事する者に対する賃上げか。	法人の全従業員に対する賃上げが必要である。	令和7年2月21日
81	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別添 3 提案書作成要領 別紙様式】 【5】（2）イ キャリコン有資格者の常駐配置の有無 開所時間全てに配置する場合のみに、有に○をつけるという意味か。 あるいは、週5日開所するうちに週3日配置するという場合でも、有に○をつけるという意味か。	開所時間全てに配置する場合は、有に○を記入していただきたい。	令和7年2月26日

2. 提案書関係（提案書様式関係）

NO	種別	質問内容	回答	掲載日
6	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【基本的事項】 本事業には新規で参入するため、提案書は、あくまで予定で作成していいか。例えば、地方公共団体の施設の一部を利用したいと考えているが、サポステの実施場所が未定の場合には応募できないのか。	提案書は、予定・検討している内容のものとして作成されたい。予定・検討中のものも含めて十分に精査の上、積算すること。	令和7年2月6日
15	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式】 提案書のスタッフ名簿の職名に地域連携支援コーディネーターの職がないが、「 <u>⑤アウトリーチ支援員</u> 」となるのか。	「⑤アウトリーチ支援員」の記載は誤りであるため、当該箇所については「 <u>⑤地域連携支援コーディネーター</u> 」として記載いただきたい。令和7・8年度地域若者サポートステーション事業の調達について（ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50503.html ）のうち、入札説明書の訂正箇所として公表しているとおりであるため、参照されたい。	令和7年2月13日
17	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式】 地域連携支援コーディネーターについて、スタッフ名簿に名前の記載が必要か。	令和7・8年度地域若者サポートステーション事業の調達について（ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50503.html ）のうち、入札説明書の訂正箇所として公表しているとおりであるため、参照されたい。	令和7年2月13日
24	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添1 委託要綱 別紙2 積算内訳明細】 令和7年度の地域連携支援コーディネーターの配置が該当するサポステにおいては、「地域連携支援コーディネーター分」として、積算書の様式が区分されている。 この地域連携支援コーディネーター分の積算書では、人件費だけではなく、活動事務費も含まれている。活動事務費には、例えば家賃や光熱費など、地域連携支援コーディネーター分のみを区分することは難しいものも含まれるが、どのように積算すればよいかご教示いただきたい。	活動事務費の積算については、仕様書第5(2)を参照し、地域連携支援コーディネーターの活動に要する経費として想定される分を計上いただきたい。なお、本事業として実施するものの、当該コーディネーターの活動分として切り出すことが困難なものについては、按分による方法により所要額を見込むこと。 なお、光熱水料をはじめとする本事業に要した経費として抽出・特定が困難な間接経費については、仕様書第5(3)一般管理費として計上すること。	令和7年2月13日
25	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添4 評価項目及びその評価基準】 「3 総合評価の方法」において、技術点300点が「価格と同等に評価できない項目150点（※1）」と「価格と同等に評価できる項目150点（※2）」に区分されているが、それぞれ何を指しているのか。	「入札説明書別添4 評価項目及びその評価基準」に別紙として「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業に係る提案書技術審査委員会 評価項目」を付している。各項目右端に「※1」「※2」と記載があるため参照いただきたい。	令和7年2月13日
35	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 ウ添付書類】 「(カ) 提案書等の添付書類とした既存の印刷物等の資料」について、具体的な内容を教えていただきたい。	当該項目は、例えば、過去の周知広報の成果物を引用して提案内容を具体的に説明したい場合に、提案書の所定欄において「詳細は別添のとおり」等と記載した上で、当該成果物を別に添付いただく方法とすることを想定して設けたものであるため、説明ぶりに応じて適当な資料を添付いただきたい。	令和7年2月13日
36	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 ウ添付書類】 「(キ) サポステの利用の申込みに係る様式」について、どのようなものか教えていただきたい。	初めてサポステに来所した方が記入する利用申込書の様式である。	令和7年2月13日
37	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式〔1〕事業の実施方針】 (3) 事業目標について、「仕様書第6の3(2)事業の目標」（仕様書76頁）は、単年度の目標値だと考えます。提案書には「仕様書76頁の表の目標値×2年度分」を計上してよいか。	ご認識のとおり、当該箇所には2年度分の事業目標を記載されたい。	令和7年2月13日
38	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式〔1〕事業の実施方針】 (3) 事業目標のうち、「オ就職等件数」と「カ進路決定件数」の違いは何か。	「オ就職等件数」とは、仕様書第1の5(1)のとおり、①「雇用保険被保険者資格を取得し得る就職」、②「週の所定労働時間が20時間未満の就職であって、雇用保険被保険者資格を取得し得る就職（当該就職先での勤務時間延長含む）に向けたサポステによる支援が継続されること」及び③「公的職業訓練の受講」に至った件数である。 一方、「カ進路決定件数」とは、上記①～③を含めない「進学」「起業・自営」「他の支援機関への誘導」といった何らかの出口に繋がった件数を指している。	令和7年2月13日
39	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式〔2〕相談支援窓口等の設置】 「(3) その他の簡易な窓口（定期的な出張相談を含む）の有無」に記載するのは、「福祉機関等へのアウトリーチ（出張相談）」及び「ハローワーク（出張相談）」に限定されるか。高等学校（定時制など）や医療機関を加えてもよいか。	当該項目には、高等学校や医療機関等の関係機関への出張相談についても記載して差し支えない。	令和7年2月13日
40	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式〔5〕スタッフ体制】 「(2) サポステ事業従事者」の「スタッフ数」と「うち国費スタッフ」の違いは何か。	地方公共団体が人件費等を全額措置するスタッフについては、国費の支出が発生しないため、「うち国費スタッフ」には含めない。	令和7年2月13日
41	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式〔6〕関係機関、ハローワークの連携】 「ウ 若者キャリア開発プログラム」とは、地方交付税措置等を踏まえ、地方公共団体が実施しているもののことか。	ご認識のとおり。	令和7年2月13日

42	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式〔6〕関係機関、ハローワークの連携】 「エ 広く一般を対象としたシンポジウム、フォーラム、講演会等による若者の就労支援を対象にする理解促進」について、地方公共団体等が実施する、学生向け又は企業・団体の担当者向けに実施している各種講習会等の中で、サポステ事業への協力をお願いするような内容のものもこれに該当するか。	該当する。	令和7年2月13日
44	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 2 提案書作成上の留意事項】 （2）に「短時間に、かつ容易に正確な評価が可能な提案書とすること」と書かれているが、伝わりやすく図や表を加えてもよいか。 また、ページ数に制限はあるか。	図や表を添付することは差し支えない。 また、ページ数に制限はないが、効率的な審査の観点から、文章は簡潔なものとした上で参考資料を添付するなど、冗長な提案書とならないよう留意されたい。	令和7年2月13日
45	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式】 経費関連については本体とは別積算をするよう様式があるが、提案書には地域支援コーディネーターが担う内容を別途記載するのか、本体事業の中に含めて差し支えないのか。	本体事業の中に含めて差し支えない。	令和7年2月20日
46	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式】 地域連携支援コーディネーターを配置する場合など、令和7年度と令和8年度ではスタッフの構成（役職）が異なるとき、「スタッフ名簿」にはどう記載すればよいか。	令和7・8従事する業務の変更を予定している場合、「I. 備考（実績、その他）」欄にその旨を記載されたい。	令和7年2月20日
54	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式】 サポステ組織図に関して、2月現在の記載で良いか。 また、地域連携コーディネーターは組織図に含めるか。	令和7・8年度事業開始時のスタッフ構成を記載されたい。 また、地域連携支援コーディネーターについても組織図に含めて記載していただきたい。	令和7年2月20日
56	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 ウ添付書類】 副本の現在事項全部証明書は写しで良いか。	写しの提出で可。	令和7年2月20日

75	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式〔1〕事業の実施方針】 Q&A37番について。質問内容と回答から、仕様書76項の表が単年度分のため「目標値×2年分」を計上する、つまり、2倍の2年分合計の数値を記載するとも読めてしまいますが、単年度分の目標値を記載し、それが令和7年度・8年度の目標値になるという認識でよいか。	ご認識のとおり。	令和7年2月21日
77	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領】 入札説明書11(2)に、 「～該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを上記5(2)担当者に提出すること」とあり 「⑤女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」が含まれている。 一方、 入札説明書 別添3 提案書作成要領 1.(1)ウ(タ)に、 「その他下記3(1)から(4)に該当する場合はその写し」とあり、 「(5)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」は含まれていない。 電子入札の場合、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」の提出様式として正しいのはどちらか。 （提案書に含めて送付が必要か、それとも電子入札者がG E P S経由で提出する資料に含め提案書送付に含めなくてよいか、どちらか。）	「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」については、技術審査の評価項目に含まれているため、該当する場合は提案書に含めて送付されたい。 なお、入札説明書別添3 提案書作成要領には、「3 その他提出書類について」のうち（5）に記載されているため参照していただきたい。	令和7年2月21日
80	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターについて、相談支援員やキャリアコンサルタントと兼務する場合、体制費・活動費の按分が難しいため、地域連携支援コーディネーター分の積算シートに計上せず、地域連携支援コーディネーターを除く積算シートにまとめて計上することは可能か。 地域連携支援コーディネーター分のシートを提出しなくとも問題ないか。	地域連携支援コーディネーター分の経費を計上しない（地域連携支援コーディネーター分の積算を提出しない）提案は可能である。 地域連携支援コーディネーターの業務を全く行わない提案内容となる場合は仕様を満たさないものとなるため留意いただきたい。	令和7年2月26日

3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）

NO	種別	質問内容	回答	掲載日
7	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 仕様書別表1の実施地域一覧に示されている事業規模のランクを変更して入札することは可能か。	事業規模（等級）は所与の条件であり、変更して提案することは認めない。	令和7年2月6日
8	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 仕様書別表1の実施地域一覧に示されている「若年無業者等集中訓練プログラム事業」の実施の有無を変更して入札することは可能か。	「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施することとされている（「○」が付されている）場合は、これに係る提案がなされない場合は、仕様を満たした提案とは言えず、採用されないこととなるため、必ず提案すること。一方、実施することとされていない（「○」が付されていない）場合は、令和7・8年度においては実施しないため、提案しないこと。	令和7年2月6日
9	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の1（8）相談支援窓口の設置】 PCはスタッフ2人につき1台程度とあるが、効率的かつ効果的に設置していれば配分等を変えることは可能か。	PCの設置に関しては、あくまでも目安として示しているものであり、適宜必要な台数を設置されたい。	令和7年2月6日
10	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（2）相談支援員・キャリアコンサルタント】 相談支援員・キャリアコンサルタント及び情報管理員の配置数については、月○人日と標記されているが、実際には何人配置すればいいのか。	例えば月130人日（事業規模が「A」の場合）とあるのは、当該業務に関して、月130日分の業務量が見込まれるというものであり、当該業務量をまかなうのに必要な職員の数を計上されたい（例：月20日勤務のスタッフ5名と月10日勤務のスタッフ3名を組み合わせる など）。 なお、あくまで当該配置数は目安であり、地域の実情等に応じて適宜、事業実施に必要な人数を配置すること。	令和7年2月6日
12	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターと通常の相談業務員の兼務は可能か。	可能である。連携支援コーディネーターと兼務をする職員の人件費については、他事業と兼任する場合と同様に出勤簿や業務日報等により適切に勤務状況を管理されたい。	令和7年2月13日
13	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターは精神保健福祉士の資格がある方でもよいか。	差し支えない。地域連携支援コーディネーターの選定については、仕様書第2の3（4）ウのとおり、特定の資格を保有していることを要件としていない。	令和7年2月13日
14	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【基本的事項】 今回も心理士としては予算が出ないという理解でよいか。	貴見のとおり。心理的なケアを必要とする方に対し、地域の関係機関と連携の上で心理的ケアを行う体制を構築する「地域連携支援コーディネーター」に係る経費として、予算措置を行っているが、当該支援員は公認心理師等を要件としたものではない。	令和7年2月13日
16	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターの配置について、仕様書等には「S」、「S'」、「S''」及び「S*」並びに「A」及び「A'」というランク指定のみで、特段年度の指定などは記述されていないように見受けられるが、積算内訳明細書や入札書では、令和8年度に配置の記述がない。2年とも地域連携支援コーディネーターを積算に組み込んでよいのか、令和7年度のみであるのか教えていただきたい。	仕様書第1の4（仕様書3頁）のとおり、地域連携支援コーディネーターは令和7年度中に限り配置することとしている。そのため、地域連携支援コーディネーターに係る経費は令和7年度のみ計上していただきたい。	令和7年2月13日
18	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターについて、実績（数）の報告が必要か。	仕様書第2の3（4）オのとおり、地域連携支援コーディネーターの支援による優良事例については報告をお願いすることとしている。具体的な報告事項等については受託後に追って連絡する。	令和7年2月13日
22	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターがAランク以上のサポステに、月20人日を目安にモデル的に配置されとのことだが、全国で何か所になるか。	全国57か所のサポステにおいて配置する予定としている。	令和7年2月13日
26	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 「ウ 地域連携支援コーディネーターが自らサポステ利用者の心理的なケアを行えることが望ましい」（仕様書14頁）とあるが、「仕様書第1の6（3）地方公共団体の役割（ア）臨床心理士等による心理カウンセリング」（仕様書7頁）とはどのように区別する想定か。	地域連携支援コーディネーターは、「サポステ利用者に多く含まれるひきこもり経験者等の心理的なケアを必要とする者に係る医療機関や福祉機関といった地域の関係機関と連携した体制構築に取り組む者」としており、地方公共団体の役割として例示した措置と併せて、サポステ事業における就労支援体制の強化に資するものと考えてる。	令和7年2月13日
27	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地方自治体による心理カウンセリングの予算措置が行われていない地域の場合、臨床心理士資格を持つスタッフを地域連携支援コーディネーターとして配置し、心理カウンセリングを行うことは差し支えないか。	差し支えない。	令和7年2月13日
28	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターは月20人日の配置だが、複数名で月20人日を満たすよう配置し、業務分担することは可能か。	可能である。	令和7年2月13日

31	3．基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の1相談支援窓口の設置】 「（9）相談支援窓口は、第3の事業を行うものとし、これらの事業を円滑に実施するために必要なキャリア形成支援等を行う者（下記3参照）として、 <u>アからオまでの人員を配置すること。</u> 」（仕様書10頁）とあるが、オまでの人員の記載しかない。	当該箇所については、「 <u>アからオまでの人員を配置すること。</u> 」という記載が正しい。	令和7年2月13日
32	3．基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（1）総括コーディネーター】 「イ 総括コーディネーターは、上記1の相談支援窓口ごとに必ず1名配置すること。（ほかのサポステの総括コーディネーターと兼務することは不可とする（やむを得ず暫定的に兼務せざるを得ない場合を除く））」（仕様書12頁）とあるが、総括コーディネーターがほかのサポステの「相談支援員」「キャリアコンサルタント」「情報管理員」「地域連携支援コーディネーター」を兼務することは可能か。	仕様書に定める総括コーディネーターとしての業務の遂行に支障のない範囲において、ほかのサポステの相談支援員やキャリアコンサルタントとして兼務することは差し支えない。	令和7年2月13日
33	3．基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（2）相談支援員・キャリアコンサルタント】 相談支援員がほかのサポステの「キャリアコンサルタント」「情報管理員」「地域連携支援コーディネーター」を兼務することは可能か。	可能である。	令和7年2月13日
34	3．基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（2）相談支援員・キャリアコンサルタント】 「ウ 統括コーディネーターがキャリアコンサルタントである場合を除き、イの配置数のうち、少なくとも1名はキャリアコンサルタントとすること（常勤であることは要しない。）。」（仕様書13頁）とあるが、例えば、事業規模が「C」の規模のサポステの場合において、月20日勤務の相談支援員（キャリアコンサルタントの資格がない者）を4人、月3日勤務のキャリアコンサルタントの資格を有する者を配置し、月83人日とした場合は仕様に基づく要件を満たしていることとなるのか。	ご認識のとおり、キャリアコンサルタントを一名以上配置していることを以て要件を満たすこととしている。	令和7年2月13日
47	3．基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターの積算書は相談支援事業分と分かれているが、相談支援事業には関わることができないのか。	地域連携支援コーディネーターが行う主な業務内容については仕様書第2の3（4）エ（仕様書14頁）に記載のとおりであり、支援対象者に対する心理相談の実施や支援計画作成に当たっての助言など、相談支援事業に携わることは可能である。	令和7年2月20日
48	3．基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターと相談支援事業と兼務する場合、社会保険料はどのように積算すれば良いか。	それぞれの業務に要した日数等により按分されたい。	令和7年2月20日
49	3．基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 月数日でも、総括コーディネーターが地域連携支援コーディネーターを兼務することは可能か。	仕様書に定める総括コーディネーターとしての業務の遂行に支障のない範囲において、総括コーディネーターが地域連携支援コーディネーターとして兼務することは差し支えない。	令和7年2月20日
50	3．基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターの活動を通じて他機関からサポステの利用に至った支援対象者について、地域支援コーディネーターが継続して相談支援に携わる流れを想定しているが、このような理解で良いか。	地域連携支援コーディネーターは、仕様書第2の3（4）エ（仕様書14頁）に列挙した業務を中心に行う者としているため、想定いただいた対応も可能である。	令和7年2月20日
55	3．基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（1）総括コーディネーター】 総括コーディネーターは相談支援員の配置人数に含めて可、という認識で良いか。 仕様書12～13頁の構成を見ると、総括は独立して構成しているようにも捉えることが可能だが（(1)に総括記載(人数配置記載あり)、(2)に相談支援員キャリアコンサルタント記載(人数配置記載あり)のように記載が分かれている）、 総括コーディネーターが相談支援員を兼ね、相談支援員の配置人数(仕様書12頁(2)イ)に含めて可、という認識で良いか。	仕様書に定める総括コーディネーターとしての業務の遂行に支障のない範囲において、総括コーディネーターが相談支援員やキャリアコンサルタントとして兼務すること（相談支援員・キャリアコンサルタントの配置人数に含めること）は差し支えない。	令和7年2月20日

57	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 委託要綱別添1別紙2「積算内訳明細（地域連携支援コーディネーター分）」について、 ・入札説明書には地域連携コーディネーター分に関する内訳書には活動事務費の記載がないが、労働局から配布されたExcelデータには、活動事務費の項目がある。どちらが正しいのか。 ・活動事務費の記載が正しいのであれば、家賃等の経費は人数割等での按分で良いか。 又は想定している経費按分方法があればご教示願いたい（1台のレンタルロッカーに個人情報を保管する場合等按分計算は現実的でないと思われるものがあるため）。	地域連携支援コーディネーターに係る活動事務費の積算については、仕様書第5の2(2)を参照し、地域連携支援コーディネーターの活動に要する経費として想定される分を計上いただきたい。本事業として実施するものの、当該コーディネーターの活動分として切り出すことが困難なものについては、按分による方法により所要額を見込むこと。なお、光熱水料をはじめとする本事業に要した経費として抽出・特定が困難な間接経費については、仕様書第5の2(3)一般管理費として計上すること。	令和7年2月20日
60	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターの予算は、サポステ全体の予算の割合と似た比率で検討するとよいか。また、均等ではないとは思いますが、9億円を57か所で分けている、という認識で大丈夫か。	地域連携支援コーディネーターに係る経費については、応募者において必要とする経費を計上すること。なお、当該コーディネーターに要する経費の割合や予算の配分については、予定価格に関わる内容であるため回答できない。	令和7年2月20日
61	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターで雇用したスタッフの令和8年度の計画について、安定した勤務のために方向性程度で良いので教えていただきたい。	地域連携支援コーディネーターに係る予算は令和7年度限りであり、令和8年度の当該コーディネーターの配置は予定していない。なお、令和8年度の概算要求に関する内容は回答できない。	令和7年2月20日
67	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 Q&A：14番、26番、27番の回答を踏まえると、地域連携支援コーディネーターは心理カウンセリングを行うことは可能だが、臨床心理士等の専門職を想定する予算措置はないと思われる。 基本的な考え方としては、従来通り、心理専門職の体制費は自治体予算を想定することで相違ないか。 また、地域連携支援コーディネーターは、あくまでも「地域の各支援機関との連携」を重視しており主として心理カウンセリングを行う役割は想定していないと認識してよいか。	地域連携支援コーディネーターに係る予算措置については、ご認識のとおり。 地域連携支援コーディネーターは、「サポステ利用者に多く含まれるひきこもり経験者等の心理的なケアを必要とする者に係る医療機関や福祉機関といった地域の関係機関と連携した体制構築に取り組む者」としており、地方公共団体の役割として例示した措置と併せて、サポステ事業における就労支援体制の強化に資するものと考えている。地域連携支援コーディネーターの業務については、仕様書第2の3（4）のとおり。	令和7年2月20日
69	3. 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（4）地域連携支援コーディネーター】 地域連携支援コーディネーターに係る経費について、年度途中で活動事務費等の予算が不足した場合、相談支援事業に計上した経費を使用してよいか。	使用可能と考えるが、委託契約書に定める範囲となることに留意されたい。具体的には落札後に委託者である都道府県労働局に相談いただきたい。	令和7年2月20日

4. 相談支援事業（仕様書第3関係）

NO	種別	質問内容	回答	掲載日
11	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 求人活用型ステップアッププログラムに関して、職場体験プログラムのように数字等の目標はないか。 システムに何か成果等の入力もないのか。	就職支援に当たってのツールの一つとして明示したものであり、数値等の目標はなく、支援対象者の状況等に応じて、必要に応じて活用いただくことを想定したものである。 当該成果等については、若者就労支援システムに入力いただく予定であるが、詳細な入力項目は受託後にお知らせする。	令和7年2月13日
19	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 利用者が探してきた20時間未満の就労の求人先に連絡を取り、サポステが間に入って雇用保険被保険者になるよう支援するということか。 これまでサポステは「求人の斡旋・紹介は行わない」とし、利用規約にも明記していたが、令和7・8年度からは運用が変わり、「求人の斡旋・紹介も行う」と捉えた方が良いか。	サポステが求人の斡旋・紹介は行うことは想定していない。求人活用型ステップアッププログラムを活用した場合、あくまでハローワーク等が紹介する求人に支援対象者本人が応募することを想定している。	令和7年2月13日
20	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 求人活用型ステップアッププログラムについて、実績の報告が必要か。	求人活用型ステップアッププログラムについても、プログラム実施状況、プログラム修了後の就職状況等の実績の報告をお願いする予定としている。具体的な報告事項等については受託後に追って連絡する。	令和7年2月13日
21	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の10 ハローワークとの連携】 （3）発達障害等コミュニケーションに困難を抱える者の支援、（4）職場体験プログラム等の実施事業所開拓のための情報収集 とあるが、求人活用型ステップアッププログラムや発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱えるものの支援等について、どの程度ハローワークに周知されているのか。	本事業に係る各労働局からハローワークへの周知について、個別具体的には把握していないものの、仕様の内容は、サポステと連携した支援として通常行える範囲の業務と認識している。現在の連携状況を踏まえた懸念であれば、個別に労働局あて相談いただきたい。	令和7年2月13日
29	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の4（3）サポステ登録者の管理】 若者就労支援システムを利用する端末について、「※使用環境及び費用については以下のとおり」とあるが、費用（Dynamics365のライセンス料）について記載がない。	Dynamics365のライセンス料は発生しないため、事業経費への計上は不要とする。	令和7年2月13日
51	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 現行の職場体験プログラムの内容に、雇用契約を結び、給与が発生することが加わるプログラムであるという認識で良いか。	ご認識のとおり。	令和7年2月20日
52	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 職場体験プログラムと同じような参加者名簿、支援計画等の書類作成が必要か。	職場体験プログラムと同様に、参加者名簿や支援計画の作成、実施状況の報告をお願いする予定である。	令和7年2月20日
53	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 就職等者数へのカウントについて、（4）カ 「同一の支援対象者が複数回同プログラムによる就職をした場合であっても1回として取り扱う」とあるが、例えば、同プログラムで進路決定したが離職、その後、サポステの利用を継続し求人活用ステップアッププログラムではなく自主応募などで就職等に至った場合は、就職等としてカウントされるのか。	カウント可能と考える。 当該記載については、支援対象者が求人を活用して実践経験を積むことになった段階を1つのステップアップとして評価するべきである一方、同一の支援対象者が同プログラムを短期間に複数回活用するケースにおいて、これら全てを「就職等」としてカウントすることは、事業趣旨に沿わない支援が助長されるおそれがあるため、令和7・8年度における仕様上の取扱いとして整理したものである。 例示のケースの「自主応募など」による就職等は、同プログラム外の就職等であることから、カウントは可能と考えるが、実務においては自主応募などによる就職等が支援対象者の充実した職業生活につながるよう、きめ細かな相談支援をお願いしたい。	令和7年2月20日

58	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 本施策実施にあたって、各ハローワークの協力がなければ実施が困難だと思われるが、協力を得られることを前提とした提案内容で問題ないか。	本事業は都道府県労働局において実施する業務を委託により実施するものであり、前提として労働局の指示の下、ハローワークとサポステの連携は必須であるもの。本プログラムの実施にあたっては、サポステとハローワークが連携することを前提とした提案内容で差し支えない。現在の連携状況を踏まえた懸念であれば、個別に労働局あて相談いただきたい。	令和7年2月20日
59	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 求人活用型ステップアッププログラムは雇用契約を伴うとあるが、サポステが仲介となり、企業とクライアントの短期バイト等の中継ぎを行ってよい、という認識で良いか。	サポステが求人の斡旋・紹介は行うことは想定していない。求人活用型ステップアッププログラムを活用した場合、あくまでハローワーク等が紹介する求人に支援対象者本人が応募することを想定しており、サポステが仲介するものではない。	令和7年2月20日
62	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 職場体験プログラム終了後に、その体験先企業が出す20時間未満の求人に応募して採用となり、その段階から、求人活用型ステップアッププログラムを実施してステップアップを図り、雇用保険対象の雇用となることが、「求人活用型ステップアッププログラムの実施」であるという認識で良いか。	「求人活用型ステップアッププログラム」は、就職支援のツールの一つとして、比較的短期間の求人を利用した就職支援が可能であることを仕様上明記したものである。ご照会のケースにおいて、サポステにおいて雇用契約による実践経験を積む必要があると判断される場合には、同プログラムとして実施することは問題ないが、支援対象者に雇用保険被保険者資格を取得となる就職を目指す意向があることを確認の上、実施されたい。	令和7年2月20日
71	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 ・仕様書P31(3)ア「受託者は（中略）事業所の開拓を行うこと」 ・仕様書P32(3)イ「個々の支援対象者のニーズに応じた求人活用型ステップアッププログラム実施計画を策定すること」 ・仕様書P32(4)イ「プログラム対象者が求人活用型ステップアッププログラムを開始する前には（中略）求人事業主と連絡等の調整を行うこと」 ・Q&A No.11「サポステが求人の斡旋・紹介は行うことは想定していない。（中略）支援対象者本人が応募することを想定している」 上記4つの書きぶりから、本プログラムは予めサポステと事業所の間で対象となる求人を想定しておき、その求人に興味があるという対象者に本プログラムの利用を促して対象者本人から応募させたのち、サポステが間に入って対象者の特性や得手不得手などを調整するという認識でよいか。 仮に対象者本人が見つけてきた求人で、本プログラムの対象となる求人があった場合、後追いで事業所に連絡して適用することは差し支えないか。	「求人活用型ステップアッププログラム」は、就職支援のツールの一つとして、比較的短期間の求人を利用した就職支援が可能であることを仕様上明記したものとなる。実行上はご認識の運用となることを想定している。後追いで事業所に連絡し適用することも差し支えない。	令和7年2月21日
72	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 職場体験プログラムと求人活用型ステップアッププログラムのすみ分けはどのように想定しているか。 また、求人活用型ステップアッププログラムにおいて、週20時間未満又は31日以上雇用見込みがない求人と限定している理由は何か。	支援対象者のニーズ、実施事業所の状況、実施する単位を踏まえ、実情に応じて対応いただきたい。例えば、職場体験プログラム終了後、同事業所からの賃金の支払いによる達成感を得ることが更なる自信回復に繋がると見込まれる方に対して、求人活用型ステップアッププログラムを活用することを想定している。また、サポステによるフォローアップが可能な雇用形態とする必要があるため、対象求人を限定することとした。	令和7年2月21日

78	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 （4）カ「同一の支援対象者が複数回同プログラムによる就職をした場合であっても1回として取り扱う」とは、以下の場合の取扱いは如何に。 例1：週20時間以上就労や正社員へ転換後に再離職・再登録し、同プログラムによる就職した場合（再登録者への応用） 例2：週20時間未満のまま1年以上経過する等、相当期間経過後の仕切り直しするなど、次を探すため同プログラムを活用する場合（期間経過など一定のルールはあるか） 例3：令和6年度において、類似内容で支援している対象者（週20時間未満）は、新年度の新たな仕様書での対象とすることは可能か。	例1：再登録者は新規登録者と同様の取り扱いとなるため、再登録者が本プログラムを実施した場合は就職等者数に含む。 例2：期間経過のルールはなく、本プログラムによる就職等者数へのカウントは例外なく支援対象者1人につき1回までとする。 例3：令和6年度の支援内容に関わらず、仕様書第3の6（1）プログラム対象者（仕様書31頁）に記載の要件に該当する利用者に実施することは可能である。	令和7年2月21日
79	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 週20時間未満で活用できる障害者トライアル雇用制度など、求人者にメリットがある助成制度は予定されているか。	サポステ事業としての措置は予定していない。	令和7年2月21日

6. 事業費関係（仕様書第5関係）

NO	種別	質問内容	回答	掲載日
23	6. 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）活動事務費】 「キ その他 (ｱ) 基盤的支援・実践的支援メニューに属する経費 a Microsoft 社 Dynamics 365 のライセンス料（追加のライセンスは含まない。）」（仕様書66頁）とあるが、令和5・6年事業の仕様書においては「令和5年5月から移行を予定している新システムでは、ライセンス及びセキュリティー費用は発生しない予定。」と記載されていた。 今回事業受託した場合、ライセンス料は、ライセンスの追加がない場合にも新たに発生するか。	「Microsoft 社 Dynamics 365 のライセンス料」は、ライセンスの追加がない場合においても発生しない。	令和7年2月13日
63	6. 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）オ 借料及び損料】 個人情報を含まないデータをクラウドで管理しようと考えているが、リース料を借料に計上してもよいか。	事業実施期間内に発生する経費については支出対象経費として計上可能である。	令和7年2月20日
65	6. 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5 支出対象経費（3）情報管理員】 仕様書第2の3（3）情報管理員（エ）本事業に係る庶務・経理業務 に要する経費は100%「体制費－人件費」に計上され、「一般管理費」へ切り分ける費用はないとの理解でよいか。	ご認識のとおり。情報管理員に係る経費は、本事業における一般管理費に該当しないものと想定している。また、本事業に係る庶務・経理業務に100%従事する者を想定するのであれば、人件費は体制費-人件費に全額計上いただきたい。	令和7年2月20日
66	6. 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5 支出対象経費（3）一般管理費】 情報管理員以外の者による経理業務等への従事について。 仕様書67頁に記載の「（3）一般管理費」のうち、「（ウ）受託者の総務部門、経理部門、役員（サポステに従事していると認められるものに限る）に対する報酬等」とは、例えば「サポステの税務処理や労働・社会保険関係書類の作成等に直接携わる役員の報酬」といったものが該当するとの理解でよいか。	ご認識のとおり。	令和7年2月20日
70	6. 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5 支出対象経費】 外部の専門家に対して、サポステが行うケース会議への参加及び支援方針に対する助言を依頼する場合、専門家への謝金や委託費など、助言活動への対価を国の委託費から支出して差し支えないか。	相談支援事業における再委託は、仕様書第6の5（11）イ（仕様書79頁）のとおり明確に禁止している。また、謝金の支出については、仕様書第5の2（2）カ（仕様書65～66頁）に記載のとおり、サポステ利用者向けのプログラムに係る講師謝金を想定したものであるため、職員の能力向上のための研修に係る謝金は受託者において負担すべき経費と考える。	令和7年2月20日

7. その他（仕様書第6関係）

NO	種別	質問内容	回答	掲載日
30	7. その他（仕様書第6関係）	【基本的事項】 現状のサポステのホームページについての著作権は次の場合はどのように考えているか。 ①☒募に応札しない場合 ②☒札したが落選した場合	知的財産については仕様書第6の5（13）に規定している。なお、令和5・6年度仕様書においても同様の取扱いとしているため確認されたい。	令和7年2月13日
64	7. その他（仕様書第6関係）	【仕様書第5の2（2）オ 借料及び損料】 コピー機等の機器のリースに関して、リース期間が事業の委託期間の2年を超える場合について。 例えば最低でも3年のリース契約が必要な場合、2年間はサポステ事業費で負担し、次回の入札で引き続きサポステ事業を受託できなかった場合、残りの1年は団体が負担するという形であれば、リース契約をしても良いか。	ご認識のとおり、事業実施期間外に発生する経費については支出対象経費とはならないが、受託者が負担することを前提に、受託者の責任において事業実施期間を超えてリース契約等を締結することは差し支えない。	令和7年2月20日
73	6. 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2 支出対象経費（1）ア人件費】 令和6年度までは相談事業の臨床心理士の人件費については、国の委託経費の対象外であったが、令和7年度概算要求の資料では、支援内容に「専門家による心理相談を踏まえ・・・」との文言が追加されている。 一方、仕様書第5の2（1）ア人件費（エ）委託費により支弁することのできない経費に「臨床心理士に係る人件費」（仕様書61頁）が含まれている。 例年どおり、臨床心理士に係る人件費については国の委託経費には含められないという認識でよいか。	ご認識のとおり、仕様書61頁に規定する「臨床心理士に係る人件費」とは、地方公共団体が措置する臨床心理士等に係る人件費を指し、これは国の委託費の対象外である。 なお、国の委託費からは、心理的なケアを必要とする方に対し、地域の関係機関と連携の上で心理的ケアを行う体制を構築する「地域連携支援コーディネーター」に係る経費として予算措置を行っているが、当該支援員は臨床心理士等を要件とするものではない。	令和7年2月21日
74	6. 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）エ 通信運搬費について】 各サポステのHPを政府ドメインを取得したサーバーで一括管理・掲載になった場合、引き続き受託法人がHPを設置・運営するという認識でよいか。 設置費・運営費は、予算計上（積算）してよいか。また、上記サーバーの使用料などは別途発生するか。	移設後の設置・運営に関してはご認識のとおり。 ホームページの運用（情報更新など）に要する経費は計上いただける。移設に要する経費、移設後のサーバー使用料は受託者の負担としないことを予定している。	令和7年2月21日